



第二種動物取扱業の届出について



「動物の愛護及び管理に関する法律」（動物愛護管理法）が改正され、平成 25 年 9 月 1 日から施行されました。これにより、営利を目的としない動物の取扱いを行う場合を「第二種動物取扱業」とする届出制度が新設されました。

第二種動物取扱業とは

第二種動物取扱業は、営利性のない動物の取扱いのうち、飼養施設を設置し、一定頭数以上の動物の取扱い（動物の譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示）を業として行うものをいいます。この制度は、営利性のない動物の取扱いにおいても、行政がその飼養実態を把握し、指導などを行うことが必要として設けられたものです。

例えば、動物愛護団体の動物シェルター、公園等での非営利の動物の展示などが該当します。なお、従前の営利性を有する動物取扱業は「第一種動物取扱業」と名称が改められました。

第二種動物取扱業の届出

第二種動物取扱業を行う場合は、あらかじめ、飼養施設を設置している場所ごとに、その場所を管轄する都道府県等への届出が必要です。

飼養施設：第二種動物取扱業として届出が必要となるのは、人の居住部分と区分できる飼養施設がある場合に限られます。専用の飼養施設（建物）を有する場合だけでなく、飼養のための部屋を設けたり、ケージなどによって専用の飼育スペースが設けられている等の場合も含まれます。

動物の飼養頭数：飼養頭数には下限が設けられており、馬・牛・ダチョウ等の大型の哺乳類または鳥類及び特定動物については 3 頭以上、犬・猫・ウサギ等の中型の哺乳類・鳥類または爬虫類については 10 頭以上、それ以外の動物については 50 頭以上飼養することを予定している場合が届出の対象になります。（次ページの表を参照）

大型・中型動物を合わせて 10 頭以上飼養する場合及び大型・中型・小型動物を合わせて 50 頭以上飼養する場合についても届出の対象となります。

動物の適正な飼養を確保するため、第二種動物取扱業者には、飼養施設に必要な設備を設けるとともに、逸走の防止、清潔な飼養環境の確保、騒音等の防止などが義務付けられました。不適切な取扱いが認められた場合は、都道府県等からの勧告・命令の対象になります。法令を遵守し、適切な管理に勤めましょう。

第二種動物取扱業に関する問合せ先

23 区・島しょ
東京都動物愛護相談センター
電話 03-3302-3507(番号案内 1)

多摩地区
東京都動物愛護相談センター多摩支所
電話 042-581-7435



第二種動物取扱業において届出対象となる
動物種と頭数の目安（例示）

対象動物		対象頭数
分類※	主な動物種の例	
大型の哺乳類 (頭胴長おおよそ 1m 以上)	ウシ、シカ、ウマ、ロバ、イノシシ、 ブタ、ヒツジ、ヤギ等	3頭以上
大型の鳥類 (全長おおよそ 1m 以上)	ダチョウ、ツル、クジャク、 フラミンゴ、大型猛禽类等	
特定動物に指定されている哺乳類、鳥類、爬虫類		
中型の哺乳類 (頭胴長おおよそ 50cm~1m)	イヌ、ネコ、タヌキ、キツネ、ウサギ 等	10 頭以上
中型の鳥類 (全長おおよそ 50cm~1m)	アヒル、ニワトリ、ガチョウ、キジ等	
中型の爬虫類 (全長おおよそ 50cm 以上)	ヘビ (全長おおよそ 1m 以上)、 イグアナ、ウミガメ等	
小型の哺乳類 (頭胴長おおよそ 50cm 以下)	ネズミ、リス等	50 頭以上
小型の鳥類 (全長おおよそ 50cm 以下)	ハト、インコ、オシドリ等	
小型の爬虫類 (全長おおよそ 50cm 以下)	ヘビ (全長おおよそ 1m 以下)、 ヤモリ等	

※大きさは成体における標準的なサイズから判断する。

※同一動物種による大きさの違いは考慮しない。